

水産物フェア等企画運営業務委託提案競技実施要領

1 件名

水産物フェア等企画運営業務委託

2 委託目的

「魚のおいしいまち福岡」として旬の魚を感じられる機会を創出し、出会える場所を周知することで、魚食普及の推進、地産地消、飲食店の PR を図るもの。

そのため、四季折々の地元水産物を使った「ふくおかさん家のうまかもん認定店」と連携したフェア及び水産加工品等の販売会を実施すること。

(参考)「ふくおかさん家のうまかもん」HP
<https://umakamon.city.fukuoka.lg.jp/>

3 履行場所

福岡市役所 外

4 履行期間

契約締結の日 から 令和 8 年3月 31 日 まで

5 総事業費(業務委託予算上限額)※令和7年度予算成立を条件とする。

6,000 千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

提案価格が総事業費を超える場合は失格となる。

6 委託内容

資料1「基本仕様書」のとおり

7 提案内容

資料2「企画提案内容」のとおり

※「2 委託目的」及び「6 委託内容」を踏まえて具体的に「事業提案書」に記載すること。

8 特記事項

(1)「6 委託内容」を実施するために必要な経費は、すべて「5 総事業費」に含まれるものとして見積書に記載すること。

(2)制作にあたって利用する音楽や人物等の著作権や肖像権等、権利関係については、受託者において処理することを前提に提案すること。

(3)1事業者1提案とし、複数の提案は認めない。

9 提案競技スケジュール

内容	日程
募集開始	令和 7 年 3 月 3 日(月)
質問書〆	令和 7 年 3 月 10 日(月)12 時
参加申込〆	令和 7 年 3 月 18 日(火)17 時
参加辞退〆	令和 7 年 3 月 21 日(金)17 時
提案書〆	令和 7 年 3 月 24 日(月)17 時
審査（プレゼンテーション）	令和 7 年 3 月 27 日(木)(予定)
事業者決定及び通知	令和 7 年 3 月 28 日(金)(予定)
契約締結	令和 7 年 4 月 1 日(火)(予定)

※応募多数(7事業者以上)の場合は一次審査(書面)を実施し、上記スケジュールが1、2週間延期となる場合がある。

10 参加資格

次の各号に掲げる資格(以下「参加資格」という。)を有する者でなければこの提案競技に参加することはできない。

なお、複数の事業者が共同企業体(以下、「JV」という。)として参加する場合は、JVのすべての構成員が次の全てを満たしている必要がある。また、JVとして参加する場合は、構成員のすべてがその他のJVの構成員及び提案者になることはできない。

- (1)地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者でないこと。
- (2)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

措置要領が掲示されているホームページアドレス

https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html

- (3)この提案募集の公示日から最優秀提案者決定の日(最優秀提案者がなかったときは、この提案競技の終了を宣言した日)までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当しない者であること。
- (4)市町村税を滞納していない者であること。
- (5)消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6)会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参

加資格の再認定を受けた者を除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者又は会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7)福岡市暴力団排除条例に定める暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

※なお、最優秀提案者に選出された場合であっても、契約締結までの間に、措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当した場合又は市に提出した書類又は電子ファイルに虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、契約の相手方としないことがあります。

11 説明会

説明会は開催しない。

12 質疑

提案を行うにあたり疑義が生じた場合は、令和7年3月10日(月)12時までに「24 問い合わせ先・提出先」宛に提案競技質問書(様式1)を電子メールにより提出し、質問書を提出した旨を電話で連絡すること。

質問に対する回答は、令和7年3月14日(金)17時までに福岡市役所ホームページに掲載する。

※参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができるものとする。

13 参加申込

参加を希望する場合は、参加資格を確認し、以下のとおり参加申込書類を提出すること。

(1) 提出期限及び提出方法

令和7年3月18日(火)17時までに「24 問い合わせ先・提出先」宛に郵送(必着)又は持参すること。電子メールでの提出は不可とする。

※郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

※持参する場合は、事前に来庁日時を連絡の上、平日9時から17時までに持参すること。

(2) 提出書類

以下の書類のうち、③～⑥については、提出日から3か月以内に発行された原本を提出すること。なお、③～⑩については、「令和4・5・6年度福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿」又は「福岡市・水道局・交通局特定調達契約等に係る競争入札有資格者名簿」に登載されている者であり、当該登載の有効期間内にこの提案募集の

公示日又は提案競技参加申請期限日が含まれている者にあつては、提出を免除する。

① 提案競技参加申込書(様式2)

注)JV で申し込む場合は、代表事業者を決定し、「共同事業体構成団体一覧」及び「共同事業体協定書」を作成すること(書式は自由)。なお、その場合、代表事業者が書類を取りまとめて提出すること。

② 会社概要(事業概要が分かるパンフレット等でも可)

③ 登記事項証明書(法人の場合)

注1)法務局発行の現在事項全部証明書を提出すること(履歴事項全部証明書でも可)。

④ 身分証明書及び登記されていないことの証明書(個人の場合)

注1)本籍地の市区町村発行の身分証明書(市区町村によっては「身元証明書」という名称で取り扱っているところもある。)を提出すること。なお、身分証明書とは、後見登記、破産等の通知を受けていないことを証明するものである。

注2)法務局又は地方法務局発行の登記されていないことの証明書を提出すること。なお、登記されていないことの証明書とは、成年被後見人、被保佐人等の登記がされていないことを証明するものである。

注3)身分証明書と登記されていないことの証明書は、両方提出が必要である。

⑤ 市町村税を滞納していないことの証明書

注1)福岡市内に本店又は支店・営業所等を有する者については、市発行の納税証明のうち「市税に係る徴収金(本税及び延滞金等)に滞納がないことの証明」がなされているものを提出すること。

注2)上記以外の者については、所在地市区町村発行の証明書で、直近2年分の市町村税の滞納がないことが確認できるものを提出すること。

⑥ 消費税及び地方消費税を滞納していないことの証明

注1)本社所在地の所轄の税務署発行の証明書を提出すること。

注2)証明書の種類は「納税証明書(その3)」を選択すること(「その3の2」「その3の3」でも可)

⑦ 委任状(様式3)

注1)この提案競技の案件に係る本市との取引を代理人(支店長、営業所長等)に行わせる場合は、様式3により委任状を作成して提出すること。

⑧ 誓約書(様式4)

注1)様式4に、代表者の所在地、商号又は名称、代表者役職名、氏名を記入すること。

⑨ 役員名簿(様式5)

注1)様式5に、代表者及び役員(⑦の委任状を提出する場合は代理人(支店長、営業所長等)を含む。)の、氏名、フリガナ、生年月日、性別を記入すること。

注2)この情報は、市の事務事業から暴力団を排除するために、福岡県警察本部

へ照会することに使用する。

注3)役員とは、株式会社、有限会社の取締役、合名会社の社員、合資会社の無限責任社員、公益法人、協同組合、協業組合の理事をいう。(監査役、監事、事務局長は含まない。)

⑩ 直近の決算2年分の財務諸表の写し

注1)法人の場合は、直近決算2年分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書の写しを提出すること。

注2)個人の場合は、様式6をもとに作成のうえ提出すること。

(3) 提出部数

各1部

14 参加辞退

参加を辞退する場合は、令和 7 年 3 月 21日(金)17 時までに「24 問い合わせ先・提出先」宛に郵送(必着)又は持参により参加辞退届(様式7)を提出すること。

15 事業提案書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 3 月 24日(月)17 時まで(郵送の場合は必着)

(2) 提出先

「24 問い合わせ先・提出先」

(3) 提出方法

提出書類の原本及びデータを下記に従って提出すること

①原本

郵送もしくは持参にて提出すること。

※郵送する場合は、特定記録又は簡易書留とすること。

※持参する場合は、事前に来庁日時を連絡の上、平日 9 時から 17 時までに持参すること。

②データ

電子メールにて提出すること。データは PDF 形式とし、ZIP ファイルに取りまとめの上、ファイル名を「(提出月日)__(提案事業者名)__事業提案書」(※())は各々必要事項を記載)

(4) 提出書類

本提案競技に参加する事業者は、以下のとおり事業提案書等を提出すること。なお、すべての書類について、正本のみ提案事業者名を記載し、副本は提案事業者が分からないようにしたうえで、当方から知らせる各事業者名を識別するための記号(A、B等)を記載すること。

① 事業提案書

- ・書式自由、A4サイズ、横書き、10 ページ以内(表紙及び目次は除く)、ホチキス左肩どめ、ページ数を記入
- ・資料2企画提案内容(1)～(5)を網羅したものとする

② 見積書(任意様式)

- ・履行期間内に実施する提案内容の一切を含んだ額を記載すること。
- ・押印不要
- ・経費の内訳を可能な限り詳細に記載すること。

③ 同種または類似業務の実績表(様式8)

- ・同種又は類似業務の実績がある場合は提出すること。
- ・押印不要

(5) 提出部数

正本の事業提案書、見積書、同種または類似業務の実績表(様式8)は、事業者名を記載すること

①原 本

正本1部、副本8部

②データ

正本、副本各1ファイル

(6) その他

提出期限までに書類の提出がなかった場合は、提案競技への参加を辞退したものとする。

16 一次審査

応募者が多数の場合(7事業者以上)は、提出書類をもとに、資料3「評価項目配点表」に基づいて書類審査を行い、プレゼンテーション対象者を6事業者程度に選抜する。一次審査を実施する場合は、その旨を事前に連絡する。また、一次審査の結果及びプレゼンテーション参加対象者への連絡も別途行う。

17 プレゼンテーション

プレゼンテーション参加対象者のプレゼンテーション(提案内容の説明及びヒアリング)を以下のとおり行う。詳細は各参加者に別途連絡する。

- (1) 日時 令和 7 年 3 月 27 日(木)13 時 30 分～(予定)
- (2) 説明 時間は 20 分(説明 10 分、質疑応答 10 分)
出席者は1事業者2名までとする
- (3) 審査 選考委員会で提案の内容を審議し、最も優秀な案を選考する。
- (4) 選考結果通知 令和 7 年 3 月 28 日(金)18 時(予定)までに電子メールで通知する。なお、電話による結果の問い合わせは受け付けない。
- (5) その他

- ① 当該業務に主に従事する担当者が、事業提案書等をもとにプレゼンテーション及び質疑応答を行うこと。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること(機器を使用する場合は事前に連絡すること。スクリーンは市が用意する。)

18 審査の概要

(1) 審査方法

審査は事業提案書その他関係資料、プレゼンテーションの内容等を総合的に考慮し、市が設置する「水産物フェア等企画運營業務委託提案競技選考委員会」において行う。資料3「評価項目配点表」に基づき、委員ごとに各審査項目の評価採点を行い、最も得点の高い提案者を最優秀提案者とする。ただし、点数が最低基準点(6割、60点)に満たない場合は最高得点者であっても最優秀提案者とならない。また、最低基準点を満たす最高得点者が複数の時は、選考委員会で協議のうえ最優秀提案者を決定する。

(2) 契約相手方の決定方法

最優秀提案者を契約相手方候補とする。

(3) 応募者が1事業者の場合

最低基準点(6割、60点)を満たす場合は、当該提案者を契約相手方候補とする。

19 提案書類の取扱い

(1) 提案書類の提出後の内容変更は認めない。

ただし、明らかな誤字・脱字等の場合はこの限りではない。

(2) 提出書類は返却しない。

(3) 提出書類は、提案審査の事務に必要な場合複製することがある。

(4) 選考された提案は、市との協議により、内容の変更を求めることがある。

(5) 提出書類は、福岡市情報公開条例第7条に定める非公開情報(個人情報や法人等の利益を害するおそれがある情報など)を除き、公開の対象となる。

20 失格要件

条件を満たさない提案を行った場合、提出書類に虚偽があった場合、選考委員等に対する不正な行為が認められた場合、または、事業推進に必要な手続きを行わない場合は失格とする。

21 契約

選考委員会で選考された最優秀提案者と提案内容をもとに最終的な仕様等を決める協議を行い、業務委託契約手続きを行う。契約締結に至らない場合は、次点の者と業務委託契約手続きを行う。

22 その他留意事項

- (1) 提案にかかる費用は提案者の負担とする。
- (2) 審査結果に関する質問には一切回答しない。
- (3) この資料を他の目的のために使用することは禁止する。
- (4) 事業提案書の内容は、契約を締結した際に提案者が責任を持って必ず履行できる内容とすること。
- (5) 本委託業務の全部又は主要部分を第三者に再委託することは禁止する。

23 添付資料

(1) 資料

資料1:基本仕様書

資料2:企画提案内容

資料3:評価項目配点表

(2) 様式

様式1:提案競技質問書

様式2:提案競技参加申込書

様式2-1:共同事業体構成団体一覧ひな形

様式2-2:共同事業体協定書ひな形

様式3:委任状

様式4:誓約書

様式5:役員名簿

様式6:個人用財務諸表

様式7:参加辞退届

様式8:同種または類似業務の実績表

24 問い合わせ先・提出先

〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所 14 階

福岡市農林水産局水産部水産振興課

担当:矢野、鍋嶋

電話番号:092-711-4364

メール:suisanshinko.AFFB@city.fukuoka.lg.jp